

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

株式会社事業承継アドバイザー

実務対応報告公開草案第52号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い案」へのコメント

**【質問1について】**

権利確定条件付き有償新株予約権は、権利を付した条件も含めオプションモデルに基づき評価され、その新株予約権を希望する従業員等に発行するものと理解している。この取引を発行体側からみると資金調達の一環であり、従業員等からみると投資の一環である。

一方、本公開草案では、従業員等に付与するという側面だけをクローズアップし、その行為のみをもって労働や業務執行等のサービスの対価として報酬性を見出している。

本公開草案の議論は、権利確定条件付き有償新株予約権の本質を捉えてるものではなく、拙速な議論で終始していると言わざるを得ない。また、会社法上で資金調達として整理されているにも関わらず、会計面だけが報酬と考えることにも強い違和感を覚える。

当社は、権利確定条件付き有償新株予約権はあくまで投資の一環で行われるものであり、報酬性はないと考えるため、質問1には同意できない。

**【質問2について】**

本公開草案では、勤務条件の有無に関わらず、報酬として整理しているが、これは国際会計基準との大きなかい離を残すことになる。

昨今の国際会計基準とのコンバージェンスの議論の中で、当該実務対応報告をもって、あえて国際会計基準とのGAAP差を残すことに明確な理由が記載されていないため、合理的な説明が必要であると考え。そのため、当社は質問2には同意できない。

**【質問5について】**

未上場企業については、本源的価値による評価について選択適用できる旨の記載が必要であると考え。以上を質問5の回答とする。

以上